

【報告第1号】

平成24年度会務及び事業報告の件

1. はじめに

平成24年度の基本方針に基づき、以下のとおりの活動を実施して参りました。

公共事業等の実施において各事業の正確かつ円滑な実施に寄与することを念頭に、東京都をはじめとする地方公共団体に対しては、当協会の活用を働きかけると共にその広報活動を幅広く行いました。また、より多くの司法書士が当協会の事業に参加して社会貢献活動を推進していくためには、公益法人への移行が重要と考えていましたが、平成24年3月25日に東京都から移行認定書の交付を受けることができました。公益社団法人としてあるべき当協会の事業活動について、移行認定申請を通じてより深く考えさせられた一年でした。又、自主事業となる、不動産に関する知識情報の提供活動については、23年度からの事業として行って参りましたが、司法書士の専門家集団たる公益法人として、社会貢献活動をより積極的に行っていくとの方針のもと、一般市民に対しての専門知識の普及活動を積極的に行いました。

以下、その詳細についてご報告いたします。

2. 平成24年度事業報告

I. 嘱託登記受託事業

市区町村関連の事業としましては、町田協会支部、多摩協会支部及び立川協会支部が協同して、昨年に引き続き奥多摩町の山林にかかる権利登記抹消関連業務を受託しました。町有土地上に設定された植林目的の期間99ヶ年の地上権が期間満了となったので、その抹消登記をするのですが、563人の権利者を確定するなどして、嘱託登記に結び付けることができました。昨年以上の成果を本年は処理することができました。ただ、訴訟対応の部分においては、町の意向もあり、準備に終わってしまったことは残念なことでした。府中協会支部においては、今年度も継続的に狹隘道路の拡幅、法定外公共物関連、公共用地取得に関する嘱託登記を受託しました。受託案件は、129件となっています。調布協会支部においても、調布市からの狭あい道路の拡幅に関する嘱託登記案件を継続的に受託しました。今年度の当該事業による受託は、95件となりました。八王子協会支部においては、昨年度から引き続き受託しているところでしたが、道路拡幅にともなう嘱託登記にかかる権利登記関係調査業務を受託しました。練馬協会支部においても、練馬区の嘱託登記にかかる権利登記及び

調査業務を継続的に受託していますが、24年度の実績は7件のみの受託となりました。ただし、区からは継続的に相談があり、まだまだ多くの案件について処理すべき事案があると思われまますので、協会の有利性をよりアピールするなどして、より多くの事案に支援ができるように対応します。今年度も、東京司法書士政治連盟の協力を得て狭あい道路問題に取り組んでいることを各行政に広報して参りましたが、昨年実績までは届きませんでした。継続して受託している支部のこれまでの広報活動を確認し、受託案件報告書を見直して次年度の広報活動に活かしていきたいと思ひます。

東京都建設局関連では、支部幹事や担当理事をはじめとする役員が、分担して建設事務所を訪問し、当協会の有する専門性やノウハウ、過去の活動実績、活動方針等についてピアール活動を行いました。しかしながら、昨今の競争入札制度の実施により受託できなくなってしまうことや敷地権の切り取りにおいては地権者の同意が得られなく契約に至らないケースもありました。これらの嘱託登記関連事業の受託については従来に比して情報の提供の方法・内容等を十分検討していく必要があると思ひました。

東京都の住宅政策の一翼を担っている東京都住宅供給公社に対しては、当協会は従来から不動産登記部門において多大な協力をして参りましたが、時代の要請により賃貸住宅事業にシフトしてきた近年は、東京都住宅供給公社所有建物の所有権保存登記、抵当権設定・抹消登記あるいは民間借り上げ住宅の賃借権登記等の嘱託登記へ変容してきています。平成24年度の受託処理した案件は、所有権移転登記5件、所有権保存登記3件、抵当権設定・抹消登記32件、賃借権抹消登記13件でした。

再開発関連登記業務については、公嘱協会社員や関係者、東京公共嘱託登記土地家屋調査士会及び入札ネットなどから情報を得て積極的に入札に参加を検討しました。本年度応札しようとした案件については、入札参加条件に過去の大規模再開発業務の経験等が加わるなど、今までにないような条件が付帯されていたため、入札参加資格要件に該当せず、残念ながら入札に参加できませんでした。又、公開入札とならない案件についても、残念ながら今年度は受託するにいたらず、次年度の受託へ向けての活動に留まることになってしまいました。特殊法人関連登記では、独立行政法人国立がん研究センター・東京都森林組合・東京都南多摩西武建設事務所などから相談はありましたが、登記の受託には至りませんでした。

Ⅱ. 地域防災・災害復興支援事業

当協会は専門家の正会員団体等で構成される「災害復興まちづくり支援機構」に継続して参加しました。災害復興まちづくり支援機構の活動は、東日本大震

災対応として、大船渡碁石地区等支援活動を行ってきました。また、広域避難者支援活動として、主に福島県から東京に避難された被災者の交流会・相談会の対応を行いました。7月17日には東京都と共催でシンポジウム「第6回の専門家とともに考える災害への備え ～東日本大震災の教訓～」を開催しました。そのほか、東京都都市整備局主催の都市復興模擬訓練への参加や三宅島復興支援活動を行いました。東京司法書士会の災害復興対策及び危機管理対策委員会に対しては、当協会より2名の理事を派遣して、その活動支援を行いました。委員会の活動は、災害時に必要となる司法書士会館の備蓄品の内容の見直しを行ったほか、各司法書士事務所の災害時のBCP(事業継続計画)の検討を行いました。また、この委員会を通じて、地域の防災活動を行っている本塩町地域防災コミュニティー会議に参加しましたが、新宿区本塩町会、事業所や司法書士団体など地域が一体となって協働して行う防災訓練であり、その企画を立案し、防災訓練の実行、シミュレーションに対する反省・検討を行いました。

又、狭あい道路の拡幅事業を行っている調布市や府中市のスキームを他の地方公共団体にも知らしめるため、支部幹事を中心として各自治体に出向いて説明し、より多くの地域で防災対策としての狭あい道路の整備、密集市街地の整備支援を行っていただくよう提言して参りました。

Ⅲ. 公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

相続及び遺言に関する公開市民講座の開催

公開市民講座は、一般の市民を対象に、当協会から講師を派遣して相続・遺言についての法律知識をわかりやすく講義するもので、公共事業の推進の障害となっている不動産登記の相続未処理案件が、相続・遺言の知識の普及によって少しでも減少することを目的として活動しております。公開市民講座の開催は本年度で2年目になり、協会支部幹事が中心となって下記のとおり公開市民講座の開催することができました。参加者から感謝の言葉もあり充実した活動であったと思います。また、協会支部幹事が地方議会事務局に訪問して地方議会議員に公開市民講座の広報活動を行いました。ただ、準備不足の面もあり、当初の目標を達成することはできませんでした。

- | | | | |
|--------|--------------|----|--------------|
| ①杉並支部 | 平成24年5月27日開催 | 場所 | 成田東4丁目 東一会館 |
| ②江戸川支部 | 平成24年6月2日開催 | 場所 | タワーホール船堀 |
| ③杉並支部 | 平成24年7月12日開催 | 場所 | 阿佐ヶ谷区民事務所会議室 |
| ④杉並支部 | 平成24年8月3日開催 | 場所 | 杉並高円寺中央会議所 |
| ⑤調布支部 | 平成24年10月3日開催 | 場所 | 調布市民プラザあくろす |
| ⑥江戸川支部 | 平成25年2月13日開催 | 場所 | 江戸川区西一之江 |
| ⑦目黒支部 | 平成25年2月15日開催 | 場所 | 目黒区男女平等・共同参画 |

センター会議室

⑧町田支部 平成 25 年 3 月 14 日開催 場所 町田市成瀬が丘自治会館

公開セミナーの開催

平成 24 年 9 月 14 日「根抵当権の確定と相続」（根抵当権の基本から）をテーマに第 1 回公開研修会を開催しました。根抵当権の確定等に造詣の深い司法書士法人大野事務所の代表特定社員大野静香司法書士を講師として迎えました。当協会では従来から登記実務を中心としたセミナーに重点を置いており、また根抵当権は担保権の中でも理解が難しいこともあって、参加者は 146 名と多く、大変好評でした。平成 25 年 3 月 5 日には「韓国・北朝鮮の相続入門」をテーマに第 2 回目の公開研修会を開催しました。渉外登記の経験が豊富な NPO 法人渉外司法書士協会理事の山本健詞司法書士を講師に迎えました。近年、国際化が進んでいることにより在住外国人や在外邦人が多くなってきていることなど大変関心が深いテーマであることから、160 名と多くの参加がありました。

広報誌「ハロ・ハロ・ガーデン公囀」を 3 回発行しました。

内容は次のとおりです。

平成 24 年 5 月発行 119 号

- ・「3. 11 を経験し、今あらためて考えること」／近藤光弘副理事長

震災当時の相談者の様子と東京直下型大地震が発生した場合を少しでもイメージするため理事全員で見学した本所防災館での感想を踏まえて、震災から 1 年を経過した現在において、震災当時を振り返り、公共嘱託登記業務が災害対策に役立つものであることを論じています。

- ・大災害からいのちを守るには／東京都議会 早坂義弘議員

このたび当協会の顧問に就任した早坂義弘氏が、都が発表した首都直下型地震が起きた場合の被害想定「死者数は阪神・淡路大地震の 5 割増の 9700 人」という見通しについてふれています。あわせて都内の民間建物の耐震化は行政の様々な働きかけや支援にかかわらず 8 割にとどまっており、残り 2 割の耐震化を進めるにはどのような姿勢で臨むべきかについて述べています。

- ・全司協会長就任挨拶／山田猛司全国公共嘱託登記司法書士協会協議会会長

当協会前理事長であり、全国公共嘱託登記司法書士協議会の会長に就任した

山田猛司氏が、同協議会が直面している課題や検討中の新たな展開について述べています。

- ・平成23年度研修報告／皆川邦彦常任理事

当協会主催の研修会として、公益活動の一環との位置づけから研修費無料での開催となったこと、第1回研修会は「自筆証書遺言のすゝめ」（思わぬ失敗をしないために）と題し一般市民の参加も可能として、第2回研修会は「どうかわる相続税」と題して開催した件について報告しています。

平成24年10月発行第120号

- ・司法書士制度140周年にあたって／肥口ふみ枝副理事長

明治5年（1872年）8月3日太政官通達によって、現在の公証人、司法書士、弁護士の三職能が誕生したことを記念し、日本司法書士会連合会は8月3日を「司法書士の日」と制定したこと、2012年をもって140年となることを受け、これを記念した「ピンバッジ」やポスターを配布したことなど述べています。その他、東京司法書士会各ブロックにて開催予定の無料法律相談会、「リーガル☆スター」公演、記念事業シンポジウム「高齢者の明日」についても案内しました。

- ・第27回通常総会報告／永井正己常任理事

第27回通常総会における、議事の要領及び議案別議決の結果について報告しました。

- ・敷地権の切り取り／熊田隆之渋谷協会支部幹事

一棟のマンションの敷地についてその一部を売却するため、各戸に登記されている敷地権を非敷地権化する登記をし、その後に地方公共団体に移転する、敷地権の切り取りについてご紹介しました。本件においては、分譲当時から敷地が2筆に分けてありましたが、そうでない場合には、底地の分筆登記が必要となるとのことでした。その他具体的な作業についての注意点についても述べています。

平成25年2月発行第121号

- ・「未登記問題研究会」の概要／山田猛司全国公共嘱託登記司法書士協会

協議会会長

全国公共嘱託登記司法書士協会協議会による「未登記問題研究会」の活動について述べています。「官公署が未登記状態で所有する不動産について、その

原因や理由、問題点を調査し、未登記解消のための方策を研究し、関係機関に提言する。」として、早稲田大学の首藤先生を顧問に迎え、研究会を開催しているとのことでした。

- ・新年の挨拶／生田目正秋理事長

年頭にあたり生田目理事長が年初の挨拶を述べました。経済動向の変化により、これまでのような大規模国策による嘱託登記事業の受託は減少している現状に対して、第一に、積極的に多方面に対して広報してゆくこと、第二に、東日本大震災以降の自然災害への対策等の面から、当協会と東京都において復興まちづくりの支援に関する協定を締結しており、復興事業に総意を上げて協力してゆくことを述べています。また当協会は東京都公益等認定審議会からの公益認定適合との答申がなされたことの報告がありました。

- ・新年賀詞交歓会／清家鉄平編集委員

平成25年1月11日明治記念館にて東京司法書士5団体（東京司法書士会、東京司法書士政治連盟、東京司法書士協同組合、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部、社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会）が共催した平成25年新年賀詞交歓会について報告しました。

- ・研修報告（根抵当権の確定・根抵当権の債務者の相続と登記）／渡邊央

司法書士大野静香先生に、根抵当権の確定、債務者の相続にかかわる実務上の諸問題についてご講義頂きました。レジュメにそったわかりやすい講義で、研修後の参加者アンケートでは、個別具体的なケースについてもよく理解できたとの回答もあり好評でした。

ホームページの充実

「担保権者の行方は？」のコーナーでは、金融機関名を入力して、現在の金融機関名が検索できるデータベースのデータ拡充を行いました。金融機関の変遷過程は時の経過とともに重要性が増す公益に資する情報として広く一般に公開しています。「研修情報」のコーナーでは、司法書士関連の情報誌（6誌）から有益な情報を抽出し、キーワードを入力すると、関連記事の掲載誌名、掲載ページが検索できるデータベースのデータ拡充を行いました。

当協会ホームページ「協会の概要」のコーナーでは、支部ごとの社員名簿（氏名、事務所の郵便番号及び住所記載）をPDFで公開しています。社員の変動

のあった支部ごとに適宜更新を行いました。「ハロ・ハロ・ガーデン」のコーナーでは、東京公共嘱託登記司法書士協会の広報誌、ハロ・ハロ・ガーデンのバックナンバーをPDFで閲覧できるようにしています。また、広報用チラシをハロハロ号外としてPDFで閲覧できるように致しました。

IV. 総務関連

(1) 協会の社員動向

平成25年4月1日現在の社員は、個人社員490名、法人社員24名です。(平成24年4月1日から個人社員については、30名減、法人社員については4法人増)

当協会の社員加入促進のため、東京司法書士会の新入会員入会式に理事が出席しました。また、当協会の社員名簿(氏名、事務所)をホームページにおいて公開しました。

(2) 事務局の執務改善

週3回の事務局マネージャーを理事が担当し、事務局の日常業務を詳細に把握するとともに、その効率化に努めました。とりわけ、会計処理体制の整備を図りました。

(3) 関連団体との協議会等の開催

東京司法書士会との協議会を開催し、業務委託契約内容の見直しについて話し合いました。東京司法書士会が主催する、東京司法書士政治連盟、東京司法書士協同組合、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部、東京青年司法書士協議会、東京司法書士会三多摩支会との協議会を5回開催しました。平成25年1月11日には、明治記念館において、司法書士五団体による賀詞交歓会を開催しました。

(4) 協会支部幹事会の運営

平成24年8月24日開催の第1回支部幹事会では、公益法人化への取り組みについての経過報告及び今後の日程、各部からの本年度実施すべき事業の確認、その他当協会運営について支部幹事と執行部との意思疎通を図りました。

また、入沢修自理事から、現在作業中の奥多摩地上権抹消登記や代位による相続登記について経過の報告がありました。幹事会の後、懇親会を開催し理事、支部幹事間の親睦をはかりました。

平成25年2月4日開催の第2回支部幹事会では、今年度の重要な事業である公開市民講座について、永井常任理事より各市議会事務局への広報を通じた開催方法を提案しました。また、入澤昭彦常任理事より、近年特に嘱託登記をするうえで障害となっている不在者名義の不動産の処理において必要となる、失踪宣告、不在者財産管理人、相続財産管理人等の選任手続きの実務につき説明がありました。

(5) 組織改善

平成24年度は、各協会支部において公益法人への移行に向けて公益法人の支部組織として適合させるために各支部にて支部規則を見直し、支部総会において地区規則として改定する方向で検討して参りました。支部総会開催の支援は、例年通り理事の派遣、総会開催通知の発送等の事務処理の代行、開催費用の負担等を行いました。支部総会には、本会支部長をはじめ政連総務、リーガルサポート支部責任者の方々にもご出席いただき公嘱協会の活動にご理解とご協力をもとめ活発な意見交換の場とすることができました。

入札対応については、当協会の広報の面から、公共事業における入札に積極的に対応するため、入札情報に関するネット（「入札ネット」）に加入し、入札案件について応札すべく手続を行いました。残念ながら応札案件はありませんでした。

(6) 公益法人移行推進

公益法人移行推進委員会は、全24回の委員会を開催しました。平成24年10月11日に東京都公益法人係に公益移行認定申請を前提とした相談に行きました。そして、平成24年11月26日に公益移行認定申請を行いました。東京都公益法人係からの確認事項に対し回答をするため、その都度、委員会を開催し検討を行いました。結果、平成24年12月25日に開催された審議会に東京都公益法人係から諮問していただくことができ、この審議会で答申という結果が得られました。3日後の12月28日には、内閣府の公式ホームページ

ジである公益法人 i n f o r m a t i o n でその旨が公表されました。また、平成 2 5 年 3 月 2 5 日には認定書の交付を受けることができました。（平成 2 5 年 4 月 1 日に公益法人移行登記の申請を行い、東京都に登記が完了した旨の届出を行いました。）